

校章選定方法について（案）

校章（こうしょう）とは、学校を象徴する紋章。学校への所属を表し、他校との識別のために用いられる。

日本において、学校設置の要件として校章や校歌を準備する旨の法規等は、現行法上存在しない。しかし、慣習的に、学校には、同じ学舎で、目的を一つとして学習に励むものの心の繋がりを高めるために、校章があり、校歌を歌ってきている。

校章には、その学校の地域性や学校が目指す教育目標が具象化されたものや、校名をデザイン化したものなどが主流である。

参考 HP：新設校の“校章”策定について - 福岡市(最終閲覧日平成 30 年 8 月 14 日)

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/29313/1/08kosyo.pdf#search=%27%E6%A0%A1%E7%AB%A0+%E7%A6%8F%E5%B2%A1%E5%B8%82%27>

1. 校章決定までのプロセスについて

- ① 総務部会で基本的な決め方を議論し、統合準備会へ報告する
- ↓
- ② 統合準備会で議論し、決定する
- ↓
- ③ 統合準備会で決定した方法に沿って実施する
- ↓
- ④ 結果を総務部会・統合準備会で議論し、決定する

2. 校章作成のスケジュールについて

選定方法によっても違って来るが、平成31年度中の決定を目指して進めたい。

※ 【資料2】参照

3. 選定基準について

- ・伊勢市のめざす学校像や子ども像を踏まえたもの
- ・デザインの趣旨が明確なもの
- ・独自性があり、類似する校章・意匠等がないもの
- ・縮小・モノクロ使用に耐えられるもの

4. 選定方法について

- ア. 専門家(個人、団体等)に作成を依頼する
- イ. 統合準備会内で作成する
- ウ. 公募する(全て)
- エ. 公募し、それを基に専門家に作成を依頼する
- オ. 公募し、それを基に統合準備会内で作成する
- カ. その他

校章の使用例：校旗、校舎壁面、体育館の緞帳、印刷物（学校通信、式典パンフレット）等